

就学指定校変更許可基準【新入学時】

令和8年4月1日以降

理由	申請要件	対象学年	許可期間	必要書類など
1. 教育的配慮に関する理由	(1)いじめ・不登校等の理由により、教育的配慮が必要の場合	新中1	必要と認められる期間	
	(2)兄姉が指定校変更により通学している学校への就学を希望する場合	新小1・新中1	必要と認められる期間	
	(3)小学校において就学指定校変更許可基準【新入学以外】3.(1)の要件で指定校を変更している場合で、中学校入学時において、前住所地の通学区域の指定校への就学を希望する場合	新中1	卒業まで	
2. 個別事情に関する理由	(1)保護者の就労により、下校後の保護・監察者が不在で、親戚宅や勤務先の託児所等に預けなければならないため、預け先の指定校に就学を希望する場合	新小1	1年更新 (学年末まで)	・保護者の就労証明書 ・児童預かり承諾書 ※注】「児童預かり承諾書」は学区内の親戚宅等に預ける場合にも提出が必要です。
	(2)病気その他身体上の理由により指定校への通学が困難な場合	新小1・新中1	必要と認められる期間	・診断書
	(3)学校選択制受付終了後に、引っ越しした(市内転居又は市外からの転入)が、指定校以外の学校への就学を希望する場合 ※注】ただし、原則として学校選択制で「選択できない学校※」としている学校及び枠を超える申し込みがあり抽選となった学校を除く。	新小1・新中1	卒業まで	
3. 転居に関する理由	転居が確実で、転居予定地の通学区域の指定校への就学を希望する場合	新小1・新中1	転居予定日まで	・転居先が確認できるもの(購入又は賃貸借契約書の写しなど)
4. その他の特別な理由	その他、教育委員会が特に必要と認める場合	新小1・新中1	必要と認められる期間	

※令和7年度は、鎌ヶ谷小学校・五本松小学校・鎌ヶ谷中学校

備考

- 新入学時とは、入学式前日までのことを指します。
- いずれの場合も、保護者は通学の安全面等を確保することを条件とします。
- 必要に応じて、事前に学校長との面談を行う場合があります。**
- 小学校において指定校変更が認められている場合であっても、中学校入学時に通学区域外の学校を希望する場合は、新たに手続きを行う必要があります。なお、小学校における指定校変更を理由に中学校の指定校変更をお認めするものではありません。
- 住所地に居住していない等、申請内容や申請事由及びこれを証明する書類に虚偽があった場合は、指定校変更の承認を取り消し、学区の学校に転校していただきます。